

○東海大学医療技術短期大学研究活動の不正に関する調査委員会規程

(制定 2007年4月1日)

(設置)

第1条 「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正防止対策委員会」規程第4条第1項第3号に基づき、「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正に関する調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正告発相談窓口」の担当教職員及び研究費を取り扱う関係者からの事情聴取並びにその他関係事実の調査に関する事項
- (2) 研究活動の不正該当部署への内部監査の実施に関する事項
- (3) 「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正防止対策委員会」への調査結果報告に関する事項

(構成)

第3条 調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 調査委員会の委員長は、学長が指名する。
- (2) 委員は、委員長が指名する教職員及び必要に応じて外部有識者とする。
- (3) 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (4) 委員長は、審議に必要と認めた教職員を事案ごとに委員として指名することができる。
- (5) 委員長が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合、委員の中から互選により委員長を選出する。
- (6) 委員が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。

(守秘義務)

第4条 委員は、本規程第2条の事項に関して、任期中に知り得た事項は外部に漏らしてはならない。

(調査委員会の開催)

第5条 調査委員会は、次のとおり開催する。

- (1) 調査委員会の開催は、委員長が必要と認めたとき、これを招集する。
- (2) 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (3) 調査委員会の事務は、事務室がこれを行う。

付 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。